

## 食育基本法

(平成一七年六月一七日法律第六三号)(衆)

### 一、提案理由(平成一六年一二月一日・衆議院内閣委員会)

小坂議員 ただいま議題となりました食育基本法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年における国民の食生活をめぐる環境の変化、具体的には、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題、また、食の安全や海外依存の問題の発生に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的といたしております。

次に、本法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、食育に関し、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、食育推進運動の展開、子供の食育における保護者、教育関係者等の役割、食に関する体験活動と食育推進活動の実践、伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献、食品の安全性の確保等における食育の役割を内容とする基本理念を定めることといたしております。

第二に、国は、基本理念にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとともに、地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、当該地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有することといたしております。あわせて、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等及び国民の責務について定めることとするとともに、法制上の措置等及び年次報告について定めることといたしております。

第三に、食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとするとともに、地方公共団体は、食育推進基本計画を基本として、当該地方公共団体の区域内における食育推進計画を作成するよう努めなければならないことといたしております。

第四に、国及び地方公共団体は、家庭、学校、保育所等における食育の推進、地域における食生活の改善のための取り組みの推進、食育推進運動の展開、生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等、食文化の継承のための活動への支援等、食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進等の施策を講ずるものとするとしております。

第五に、内閣府に、食育推進基本計画を作成し、その実施を推進する食育推進会議を置き、内閣総理大臣をもってその会長に充てることといたしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院内閣委員長報告（平成一七年四月一九日）

松下忠洋君 ただいま議題となりました食育基本法案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、食の正しいあり方、すなわち、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが極めて大切で重要な課題となっております。

このため、本案は、食育について、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成などの基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

本案は、第百五十九回国会に提出され、今国会まで継続審査となっていたもので、さきの第百六十一回国会の昨年十二月一日、提出者小坂憲次君から提案理由の説明を聴取いたしました。

今国会においては、四月六日質疑に入り、八日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、去る十五日質疑を終局いたしました。質疑終局後、自由民主党及び公明党の共同提案により、附則中この法律の法律番号に係る暦年を「平成十七年」に改める修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 委員会修正の提案理由（平成一七年四月一五日）

河本委員 ただいま議題となりました食育基本法案に対する修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正案は、審議の現況を踏まえ、附則第二条において、この法律に係る法律番号の暦年を「平成十六年」から「平成十七年」に改めるものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

## 三、参議院内閣委員長報告（平成一七年六月一日）

高嶋良充君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百五十九回国会に衆議院に提出され、今国会に至り同院で修正議決され、本院に提出されたものであります。

その内容は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な

課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めるものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して、衆議院議員小坂憲次君から趣旨説明及び修正部分の説明を聴取した後、食育の推進における家庭の役割、食に関する情報の提供に係る国等の責務、現在の食品安全行政を強化充実する必要性、学校給食のセンター方式から自校方式への転換と予算措置、学校教育における食教育の在り方と現状に対する評価、食の嗜好及び選択に対する国等の関与の在り方等について質疑が行われたほか、三名の参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会の円委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。